

資源ごみ回収報償金制度のご案内

1 対象団体

自治会・公民館、子ども会・育成会、PTA・保護者会などの
営利を目的としない団体。

2 報償金の交付を受けるには？

資源回収を実施したら

- 回収した資源物を回収業者に売却します。
- 回収業者から売却したことがわかる書類（仕切書など）を受取ります。
- 報償金請求書に必要事項を記入して、環境課に提出します。
複数回実施した場合は、まとめて請求できます。

└「資源ごみ回収報償金交付請求書」

※売却したことがわかる仕切書などの原本と、
振込先通帳の写しを添付してください。

3 報償金交付対象品目・単価

空きカン、空きびん、鉄くず、古紙及び古布

○古紙・・・3円／キログラム

○びん・・・5円／本（ビールびん及び一升びん）

○その他の資源（アルミ缶・古紙等）・・・売却額の30%

※10円未満の端数は切り捨て



高根沢町役場 環境課 リサイクル係

TEL : 028-675-8109 FAX : 028-675-8114

E-MAIL : kankyou@town.takanezawatochigi.jp